

小規模多機能施設「和泉の家」
(指定小規模多機能型居宅介護)
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人七野会が運営する小規模多機能施設「和泉の家」(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、介護従事者(以下「従業員」という。)が利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその能力に応じ、その者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護の運営方針として事業所は、要介護者等の心身の状況(状態)を踏まえて、その有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。要介護者等の居宅において、又は、サービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持改善並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
 - 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の運営方針として事業所は、どのような状態にある者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援する。
 - 4 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者(居宅介護予防サービス事業者)、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。
 - 5 事業所は、介護保険法その他の法令、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第34号、平成18年3月14日付)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生省令第36号、平成18年3月14日付)「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(京都市条例第39号、平成25年1月9日付)等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

名称 小規模多機能施設「和泉の家」
所在地 京都市上京区大宮通中立売上る糸屋町198

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下、「小規模多機能型居宅介護等」という。)の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名以上(兼務)

介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従事者等と協議のうえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下、「サービス計画」という)を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下、「介護計画」という)を作成する。又、介護支援専門員は作成した介護計画を利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

(3) 介護従事者 以下のとおり(うち1名以上の者は常勤とする。また、うち1名以上の者は看護師又は准看護師とする)

日中の時間帯：サービス提供日ごとに常勤換算で5名以上配置する。

夜間及び深夜の時間帯：宿泊サービスの利用がある日は、常時1名以上を配置し、別に宿直勤務に当たる者を1名以上配置する(宿泊サービスの利用がない日を除く。なお、宿泊サービスの利用がない日には、別に定める連絡体制によるものとし、事業所から訪問する場合と同程度の対応を行う)。

介護従事者は、利用者の居宅、又は、当該事業所において入浴、食事、排泄等の介護及び日常生活上の世話を行う。

看護師又は准看護師は、利用者の居宅、又は、当該事業所において健康管理を行うとともに、日常生活上の世話等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

(1) 営業日；月曜日～日曜日 (年中無休)

(2) 営業時間；0時～24時 (通いサービスの基本時間 9時～18時)

(利用定員)

第6条 事業所はその定員を以下の通りとする。

登録定員	24名
通いサービス	12名
宿泊サービス	4名

(居宅サービス計画の作成など)

第7条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成する。

2. 介護計画はサービス計画にそったものとする。
3. 介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
4. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。又、小規模多機能型居宅介護等のサービスの変更にもなって、介護計画の変更をおこない、利用者又は家族に対して、同意を得るとともに、その計画書を交付する。

(事業の内容)

第8条 事業は通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスにおいて以下の内容の通りとする。

- (1) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- (2) 食事サービス
利用者の心身の状況に応じた、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- (3) 日常生活上の援助
利用者の心身の状況に応じ、移動、排泄などの介護を利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- (4) 機能訓練サービス
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持並びに心身の活性化を図るため、各種のサービスを提供する。日常生活訓練、アクティビティサービス（レクリエーション）グループワーク、行事その他。
- (5) 健康管理
事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。
- (6) 相談及び援助
常に利用者の心身の状況並びに家族の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などを行う。
- (7) 送迎サービス
心身の状態、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。

(短期利用居宅介護)

第9条 事業所は、利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2. 短期利用居宅介護は、当該事業所の登録者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の定員未満である場合に提供する。また、サービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
3. 短期利用居宅介護の利用開始に当たって、あらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当該事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(利用料など)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬額によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その利用者から本人負担分の一割または二割または三割の支払いを受けるものとする。

(1) 上記利用料のほか、次に掲げる費用については別表に定める額を利用者から徴収するものとする。

- ①通常の事業の実施地域を越えて行う送迎及び訪問に要する費用
- ②宿泊に要する費用
- ③食事の提供に要する費用
- ④おやつ代
- ⑤おむつ代
- ⑥喫茶代
- ⑦洗濯代・乾燥代
- ⑧その他事業の提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(2) (1)に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 (元学区の)成逸学区、室町学区、聚楽学区、桃菌学区、西陣学区

及び、上京区の烏丸通以西・七本松通以東・丸太町通以北の地域

(上記以外の上京区については、別途エリア外送迎・訪問費用がかかります)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙を行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為を行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動を行わない。

(緊急時等の対応方法)

第13条 従業員は、事業の実施中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、家族に報告するとともに、すみやかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者に通告しなければならない。その際「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族及び関係機関と調整し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。また、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(苦情処理)

第15条 サービスの提供に係る利用者やその家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市へ報告するものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に年2回以上避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

- 2 火災等の災害時には、地域の消防機関に速やかに通報する体制をとり、通報先、通報の方法等について職員に周知徹底する。
- 3 日常的に地域の消防機関や消防団、地域住民との連携を図り、火災等災害時に消火・避難等を協力して行えるような体制作りを行う。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

(衛生管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を減に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘

束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議の設置と地域との連携)

第22条 当事業所の小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけでなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2箇月に1回以上とする。

4 事業の活動状況の報告を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

(その他、運営に関する留意事項)

第23条 事業者は、社会的使命を充分認識し、従業員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。従業員には「社会福祉法人七野会研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

2 従業員は就業規則に基づき業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含みものとする。

4 食事・レクレーション等の提供するサービス内容について、連絡ノートや行事のお知らせ、介護計画書の提示などによって、日常的に利用者本人及び家族に周知するものとする。

5 事業所は事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人七野会が定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。

改定	平成23年	4月	1日	改定	平成23年	11月	1日
改定	平成25年	4月	1日	改定	平成26年	4月	1日
改定	平成27年	4月	1日	改定	平成28年	1月	30日
改定	平成28年	4月	1日	改定	平成30年	4月	1日
改定	平成30年	10月	1日	改定	平成31年	4月	1日
改定	令和 3年	4月	1日	改定	令和 4年	4月	11日
改定	令和 6年	4月	1日				

小規模多機能施設「和泉の家」 運営規程料金表

令和6年 4月 1日付

項 目	料 金 (税込料金)
送迎料・訪問料 (但し、通常の実施範囲を 超えるものに限る)	通常の実施地域を超えた地点から 1kmあたり片道 30円
食費	朝食 280円 昼食 600円 夕食 700円 持ち帰り夕食 (ご飯あり) 700円 (ご飯なし) 600円
宿泊費	一日 3000円
おやつ代	1回分 100円
オムツ代	実 費
喫茶代	コーヒー 100円 紅茶 100円 ジュース 100円
洗濯代・乾燥代	各200円
<u>金銭管理費 (但し、自己管理・ 家族管理が困難な方に限る)</u>	1月 1500円